

平成30年7月20日開催

第 1 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第1回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月20日(金) 午後3時00分

2. 開催場所 ホテルローレル 2階ホール

3. 出席委員 10名 (欠席委員0名)

1	番(3番)	酒井 薫	出	6	番(1番)	安田 悦郎	出
2	番(6番)	山野 美幸	出	7	番(2番)	土居 正広	出
3	番(10番)	中村 トク	出	8	番(9番)	前谷 武志	出
4	番(4番)	西村 和夫	出	9	番(5番)	野表 篤夫	出
5	番(8番)	岡田 猛	出	10	番(7番)	金森 靖一	出

4. 総会招集者 新ひだか町長 大野克之

5. 出席事務局職員

事務局長 阿部 尚弘

主 幹 二本柳 浩一

主 幹 神谷 貴史

6. 議事日程

第1 議長選出

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事第1号 新ひだか町農業委員会会長及び同職務代理者の選任について

議事第2号 議席の決定について

議案第1号 新ひだか町農地利用最適化推進委員の選任と委員の担当区域の指定について

議案第2号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん指名委員候補及び農地法関係事前現地調査・現況証明下附願い並びに地目変更登記照会担当地区及び確認委員の指名について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第8号 現況証明下附願いに対する発給について

7. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、平成30年7月20日招集、第1回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>当農業委員会の定数につきましては、町の条例により定数を10名と定めておりまして、本日は定数どおりの方が出席されておりまして、定足数に達しておりますので農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条の規定により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして本総会を招集しました大野町長よりご挨拶いただきます。</p>
大野町長	挨拶
事務局長	<p>それではこれより、皆さんに事前にお配りしております、第1回新ひだか町農業委員会総会用議案に基づき議事に入らせていただきますが、議事第1号から議事第2号までの議長につきましては、総会招集者である町長がその任にあたることとなっておりますので、ご了承願います。それでは町長、よろしくお願いいたします。</p>
議長(大野町長)	<p>それでは、事務局から説明のありましたとおり、慣例により議長を務めさせていただきます。これより議事に入ります。初めに議事録署名委員の指名についてでございます。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長(大野町長)	<p>それでは本日の議事録署名委員を指名いたします。議事録署名委員は、仮議席1番、安田悦郎委員、仮議席2番、土居正広委員にお願いいたします。</p>
議長(大野町長)	<p>これより議事に入ります。まず議事第1号の新ひだか町農業委員会会長及び同職務代理者の選任についてを議題とします。選任につきましては、農業委員会法第5条第1項及び第2項、第5項の規定により委員の互選によって行うこととなっておりますが、どのような方法で互選するか、どなたかご発言はございませんか。</p>
岡田委員	<p>私は、会長及び職務代理者の互選方法については、指名推薦で選出する方法がよいと思います。</p>
議長(大野町長)	<p>岡田委員の方から指名推薦という意見がありましたが、他にありますか。</p> <p>【なしの声多数】</p>
議長(大野町長)	<p>互選の方法は、指名推薦の方法に決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長(大野町長)	<p>それでは推薦について、どなたかご発言をお願いいたします。</p>
岡田委員	<p>会長には、金森靖一委員、職務代理者には、野表篤夫委員に引き続きお願いしたいと思っております。お二人を推薦したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長(大野町長)	<p>ただ今、岡田委員より推薦がございましたが、他の委員の方々でご発言ありませんか。</p> <p>【他に発言なし】</p>
議長(大野町長)	<p>それでは、会長には、金森靖一委員、職務代理者には、野表篤夫委員に決定してよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長(大野町長)	<p>それでは、お二人に決定いたします。</p> <p>ここで、お二人からご挨拶をお願いいたします。</p>
金森会長	挨拶
野表職務代理者	挨拶
議長(大野町長)	お二人とも、ありがとうございました。

議長(大野町長)	次に、議事の第2号に入ります。 議席の決定について議題とさせていただきます。議席の決定方法につきまして事務局から説明をさせていただきます、それによりまして議席の決定とさせていただきますのでご理解願います。事務局説明願います。
事務局長	議席の決定方法につきましてご説明申し上げます。慣例により、会長は10番並びに職務代理者は9番となります。会長と職務代理者以外の皆様は、現在の仮議席の順番に職員が抽選棒をお持ちいたしますので、その抽選棒を引いていただきまして、引いた番号を議席としたいと思いますのでよろしく願います。
議長(大野町長)	議席の決定方法につきましては、ただ今事務局が説明した方法に決定してよろしいでしょうか。 【異議なしの声多数】
事務局長	【抽選を実施】 抽選結果を確認いたします。 1番 酒井委員、2番 山野委員、3番 中村委員、4番 西村委員、5番 岡田委員 6番 安田委員、7番 土居委員、8番 前谷委員、9番 野表委員 10番 金森委員 以上になります。恐れ入りますが、名札と議案を持って新しい議席へ移動願います。
議長(大野町長)	【議席の移動】 議席の移動が終わりましたので、私の仕事はここまでとなります。この後の総会の議長については、金森会長へお願いすることといたしまして、私は退席させていただきます。 本日は、大変お疲れ様でした。 (大野町長 退席)
	【議長の交代】
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。よろしく願います。 次に日程第3の議案第1号、新ひだか町農地利用最適化推進委員の選任と委員の担当区域の指定についてを議題とします。事務局説明願います。
事務局	議案第1号の関係でございます。推進委員の選考については、5月の選考委員会において候補者を決定しておりまして、地区についても4月の募集時点におきまして、地区を指定され提出されておりますので、次のページに記載されておりますように、推進委員14名とそれぞれ各担当地区を指定してございますので、これらのことをご理解のうえ、推進委員の選任と担当区域の指定について、決定をお願いいたします。
議長	これより、質疑に入ります。何か質疑ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に議案第2号、農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん指名委員候補及び農地法関係事前現地調査・現況証明下附願い並びに地目変更登記照会担当地区及び確認委員の指名についてを、議題といたします。事務局より、議案第2号の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	議案第2号の関係でございます。担当地区におきましては、推進委員の方は先ほど承認いただきました通りですので、農業委員の担当地区につきまして、推進委員と同様に住所によって地区割り分担させていただきましたものが、別紙の表のとおりでございます。こちらのとおりで議決いただきますようお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。議案第2号について、何かご質問、ご意見ございませんか。

4番	推進委員と農業委員の役割分担の部分では、農地法3条など議案の協議と決定と分ける部分があると思うんですが、新しい制度のためよくわからないんですが、協議中には推進委員が入ると思うんですが、採決の場合はどういう風になるんだろうか。
事務局	総会の全体の流れですね。総会は基本的に農業委員10人の方に出席いただきます。推進委員の方には重要な案件や、説明が必要な場合に出席いただいて意見を述べていただくこととなります。ただ、総会の議決権は農業委員にしかありませんので、推進委員はあくまで意見を述べる立場ということで、進行していきたいと考えております。
4番	そうすると、今配られた議案についての審査はあくまで農業委員だけで審議することになり、先程のあつせん業務と現地調査については、農業委員と推進委員が実施するということがよろしいですか。
事務局	その通りです。
議長	採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。.. (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので議案第2号は原案のとおり承認することといたします。
議長	次に議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より、議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請については3件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査表書の1ページに記載されており、経営面積、従事日数など農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、許可要件を満たしていると考えます。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
9番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に議案第3号2番についてを、議題といたします。事務局より議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査表書の2ページに記載されており、経営面積、従事日数など農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、許可要件を満たしていると考えます。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
4番	この土地は、●●牧場だと思うが、売買する土地は全地か。
事務局	こちらは、構成員である●●さん個人の土地の売買ですが、この後、追加議案で●●牧場の法人の土地の売買もかけさせていただきますので、全部になります。
4番	もう一つ、譲受人の資力はあるのか。

事務局 法人からの譲受もあることから5年間の営農計画書を出してもらい、資金計画も確認しております。

4番 譲受人が構成員ということで、資金が何をもとにしているか、事務局がそれをきちんと判断して大丈夫ですと言われることに依存して、それだけで判断していいのかがわからなくて。根拠がどうなのか。今まで資金繰りをどうやっていたのか。このくらいの莫大な土地を買うことが、その資金力の基が何かということになる。なぜかという、今農地がいろいろな形で買われている中で、資金を支える誰かがいてということの判断が必要ですよね。ですから、買う資力があるのかないのか、その根拠があるのか。事務局が良いって言ったら、はい、わかりましたということが、正しいのか正しくないのか、やはり資金の流れの根拠を持つ必要があると思うんですけどもね。

事務局 5年間の資金計画を出してもらい、諸書類の審査をしたうえで、5年後にどれだけの収益に持っていくかということで、これで最終的に判断していますが、計画の実効性が可能だと考え、農地法第3条の要件を満たしているのではないかとということで、事務局では判断しています。

4番 譲受人が現在買える資力を持っているのか。これから営農して払うのか。やはり今現在、どれだけの資金力をもっているのかが重要だと思うんですが。
農協としては関わっていないはずなので、経営状況のことは分からないんですよね。ですから、大丈夫なんですかと聞かなければならない。実態をきちんと掴んでいるのですか。

9番 結局、今までのやり方で事務局は掴んでいるんだよね。

事務局 買受人は以前から、そこの現場で働いている方で、新しくポンと来て始めるわけではないので、それを含めて5年間の計画を出してもらい、それを精査して問題ないと判断しています。

4番 農協の取り扱いがあれば、いくらか状況がわかるんですが、たぶん、関わっていないと思います。皆さんが、事務局が調査した結果問題ないと判断したので良いのであれば、それで別に構わないんですが。

6番 土地の金額はどれくらいで売買されるのか。

事務局 反●●万円で、●●千円です。もう一つが、反●●万円で、●●千円で、合計で●●千円くらいになります。

議長 他に、何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 なければ、議案第3号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に、議案第3号3番についてを議題といたします。事務局より、議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査表書の3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、許可要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

6番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長	賛成多数ですので、議案第3号3番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	ここで事務局より追加議案の申出がありましたので、これを議案第3号4番として許可します。事務局より、議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第3号4番の議案書をご覧ください。
事務局	【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査表書の4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、許可要件を満たしていると考えます。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
4番	議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号4番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号4番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より、議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請については1件です。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、厩舎を建築するため申請がありました。申請地は営農管理上、最適な場所が選定されております。なお、申請地は農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えております。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたいただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
1番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番は許可相当と決定し、北海道農業会議に許可相当の意見を付して諮問にかけ、北海道に進達することに決定いたしました。
議長	次に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より、議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第5号をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請については3件です。

事務局 【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位1番ですが、こちらは良好な農地にすることを目的とした砂利採取に伴う、一時転用の案件であります。なお、申請地は農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えております。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号1番については許可相当との意見を付して北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道へ進達することに決定いたしました。

議長 次に議案第5番2号についてを、議題といたします。
事務局より、議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第5号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、休憩所の新築に係る駐車場の造成をするものです。
なお、申請地は農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えております。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号2番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号2番については許可相当との意見を付して北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道へ進達することに決定いたしました。

議長 次に議案第5号3番についてを、議題といたします。
事務局より、議案第5号3番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第5号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番ですが、現在の休憩所が老朽化したため、新休憩所の建築及び駐車場を造成するものです。
なお、申請地は農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えております。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第5号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号3番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号3番については許可相当との意見を付して北海道農業会議へ諮問にかけ、北海道へ進達することに決定いたしました。
議長	次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 事務局より、議案第6号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第6号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にご 있습니다別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されてお いますと おり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明をおわります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第6号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号1番の集積計画について決定といたします。
議長	次に事務局より、議案第6号2番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第6号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にご 있습니다別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されてお いますと おり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明をおわります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第6号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第6号2番の集積計画について決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第6号2番の集積計画について決定いたしました。
議長	次に事務局より、議案第6号3番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第6号3番を議案書をもとに朗読】

事務局	<p>以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明をおわります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
6番	<p>議案第6号3番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第6号3番の集積計画について決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第6号3番の集積計画について決定いたしました。</p>
議長	<p>ここで事務局より追加議案の申出がありましたので、これを許可します。 それでは議案第6号4番及び5番を、一括して事務局説明願います。</p>
事務局	<p>【議案第6号4番を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>順位4番は利用権を設定するもので、規模拡大のため借り受けるものです。</p>
事務局	<p>【議案第6号5番を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>順位5番ですが、4番と同様、規模拡大のため借り受けるものです。追加案件として取り扱ったのは次の理由であります。 借手が軽種馬関係の補助金を使い、牧柵と農業用施設を整備しようとしたところ、現況農地であることの確認不足から、施設の一部基礎が進められており、至急申請するように指導しました。借手は深く反省しており、処置としては、牧柵を設ける農地については利用権の設定をしていただき、施設については手続きが終わるまで工事を止めていただき、農業振興地域の用途変更の届出を至急提出していただきました。 なお、建物については農用地区域でありましたので、この後、用途変更での追加議案を上げさせていただきます。借手には、今後、農地に建物を建てる場合には農業委員会に相談するように、強く指導を行ったところであります。</p>
事務局	<p>以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2、3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明をおわります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
6番	<p>議案第6号4番、5番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第6号4番及び5番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第6号4番及び5番の集積計画について決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第7号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議題といたします。事務局より、議案第7号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書をご覧ください。本案件については編入が2件、用途変更が2件の計4件であります。</p>
事務局	<p>【議案第7号1番を議案書をもとに朗読】</p>

事務局 順位1番ですが、すでに軽種馬飼養で利用している農地を、今後も農用地として利用することから編入するものです。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、編入について適当ある旨の意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 議案第7号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第7号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第7号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。

議長 次に、事務局より議案第7号2番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第7号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、近隣の農業者へ所有権移転を行うため、現在農用地として利用している当該地を今後も農用地として利用したいので編入するものです。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、編入について適当ある旨の意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第7号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第7号2番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第7号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。

議長 次に、事務局より議案第7号3番の議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案第7号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位3番ですが、事業計画地は主に放牧地であるが、軽種馬の飼育頭数の増加に伴い厩舎を建築するものです。軽種馬の営農管理上、利便性の高い場所を計画地として選定しており、農業用施設の建設のため、申請は妥当なものと考えます。
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていただき、用途変更について適当ある旨の意見をいただいております。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

1番 議案第7号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第7号3番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第7号3番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。

議長	次に、事務局より議案第7号4番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第7号4番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位4番ですが、事業計画地は主に牧草地であるが、現在の休憩所が老朽化したため、新休憩所の建築及び駐車場を造成するもので、農業用施設の建築であり、申請は妥当なものと考えます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたいただき、用途変更について適当ある旨の意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第7号4番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第7号4番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第7号4番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	ここで事務局より追加議案の申出がありましたので、これを許可します。 それでは議案第7号5番として、事務局説明願います。
事務局	【議案第7号5番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位5番ですが、事業計画地は主に牧草地であるが、今後、通年放牧をするために休憩させる場所が必要であり、待避所を建築するもので、農業振興地域の農用地にあることから用途変更が必要であり、申請が出ているものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたいただき、用途変更について適当ある旨の意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第7号5番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第7号5番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第7号5番はこれを適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	次に、議案第8号現況証明下附願いに対する発給についてを議題といたします。 事務局より、議案第8号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	議案第8号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については1件です。
事務局	【議案第8号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、過去に土地の分筆した際の狭隘な農地として残った残地であって、周りは非農地、雑種地等に囲まれた場所であります。この度、そこを地目整理するため願い出がされました。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたいただき、今後、営農作付けが困難であり、非農地である旨の意見をいただいております。 以上、朗読と説明をおわります。

<p>議長 9番 議長 議長 議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第8号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第8号1番について、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第8号1番については現況証明を発給することと決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第1回総会を閉会いたします。 (終了時刻 午後4時25分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>平成30年7月20日(議事録調整日 平成30年8月10日)</p> <p style="text-align: center;">新ひだか町農業委員会会長</p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署 名 委 員</p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署 名 委 員</p>